

豊川市防災協力事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な災害が発生した際において、事業所等が保有する資源を地域の重要な防災力と考え、市、事業所等、地域が連携した防災協力体制の強化を図るとともに災害に強いまちづくりを推進するため、豊川市防災協力事業所登録制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 法人格の有無にかかわらず、市内に店舗、工場、事務所等を有する団体、市内に所在し、及び活動拠点を置く指定非営利活動法人並びにボランティア団体その他の団体をいう。
- (2) 大規模災害 地震災害、風水害（台風、集中豪雨等）及び大規模な事故（列車事故等）その他市、事業所等及び地域の連携した防災活動が必要と認められる災害をいう。

(登録要件)

第3条 本制度に登録することができる事業所等は、次の各号のいずれにも該当しない事業所等とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当な理由のある事業所等
- (2) 市税等を滞納している事業所等
- (3) 前2号に掲げる事業所等のほか、市長が本制度に登録する事業所として適当でないと認めるもの

(登録手続)

第4条 本制度に登録しようとする事業所等の代表者は、豊川市防災協力事業所登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 協力可能物資・資機材一覧表(様式第2号)
- (2) 豊川市防災協力事業所登録に係る役員等氏名一覧表(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めたときは、当該事業所等の代表者に豊川市防災協力事業所登録認定証(様式第4号)及び掲示用標識(様式第5号)(以下「認定書等」という。)を交付するものとする。

3 前項の規定により認定書等の交付を受けた事業所等(以下「防災協力事業所」という。)は、登録の認定を受けた事項について変更が生じたときは、豊川市防災協力事業所登録変更届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(登録期間)

第5条 防災協力事業所の登録期間は、認定書等の交付の日から1年間とする。ただし、防災協力事業所から登録の抹消の申出がない場合の登録期間は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録事業所の公表等)

第6条 市長は、防災協力事業所の名称、所在地等を市ホームページ等で公表するものとする。ただし、公表を希望しない防災協力事業所については、この限りでない。

2 防災協力事業所は、認定書等を事業所等施設の見えやすい場所に掲示等できるものとするほか、防災協力事業所であることを印刷物等に表示することができるものとする。

(災害時協力事項)

第7条 市長は、大規模災害の発生時において、防災協力事業所に次の各号に掲げる事項の協力を要請するものとする。

- (1) 初期消火、救出援護、障害物の除去等に係る労務の提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資の提供
- (3) 資機材等の提供
- (4) 一時避難場所等の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、防災上必要なこと。

(協力の要請)

第8条 市長は、前条に規定する事項を防災協力事業所に協力の要請をしようとするときは、防災協力要請書(様式第7号)により行うものとする。

2 防災協力事業所は、前項の規定による協力の要請があったときは、その諾否、協力の要請のあった業務の実施予定者の氏名等及び協力可能な業務の内容について、防災協力(承諾・不承諾)書(様式第8号)により市長に回答するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし電話等により協力の要請及びその承諾の諾否の確認を行うことができるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する協力業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協力の要請に必要な事項

(協力の実施等)

第9条 防災協力事業所は、大規模災害時において市長からの要請に基づき、第7条各号に掲げる事項につき、防災協力事業所本来の業務に支障とならない範囲内で協力するものとする。

2 前項の規定により防災協力事業所が行う協力活動(以下「防災協力活動」という。)の期間は、防災協力事業所本来の業務に支障とならない期間とし、その期間は、市及び防災協力事業所が協議して定める。

(費用負担)

第10条 防災協力活動に要する費用等は、当該防災協力事業所の負担とする。

(実施報告)

第11条 防災協力事業所は、防災協力活動を完了したときは、防災協力活動実施報告書(様式第9号)により市長に報告するものとする。

(災害補償)

第12条 防災協力事業所は、防災協力活動に従事した者が当該防災協力活動に起因して負傷等したことを知ったときは、事故発生報告書(様式第10号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、豊川市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第31号)に基づき、補償するものとする。

(登録の抹消)

第13条 市長は、防災協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、防災協力事業所の登録を抹消するものとする。

(1) 廃業又は休止したとき。

(2) 市外に移転したとき。

(3) 事業所を第三者に譲渡し、又は売却した後、引き続き防災協力活動を行う意思が確認できないとき。

(4) 第3条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(5) 豊川市防災協力事業所登録抹消届出書(様式第11号)を市長に提出し、登録の抹消を届け出たとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、防災協力事業所として登録しておくことが適当でないとき市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により防災協力事業所の登録を抹消したときには、豊川市防災協力事業所登録抹消及び登録証等返還通知書(様式第12号)により通知するものとする。

3 前項の規定により防災事業所の登録の抹消の通知を受けた事業所等は、速

やかに認定書等を市長に返還しなければならない。

(防災事業との連携)

第14条 防災協力事業所は、本市又は地域の団体等が実施する防災訓練、研修会等の防災事業に可能な限り協力するように努めるものとする。

(情報の交換)

第15条 市及び防災協力事業所は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(確認等)

第16条 市長は、必要に応じ、本制度に登録しようとする事業所等又は防災協力事業所が第3条第1号に該当する者であるか否かを愛知県豊川警察署長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報为爱知県豊川警察署長に提供するときは、愛知県豊川警察署長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

2 市長は、制度に登録しようとする事業者等が第3条第2号に該当する者であるか否かの確認のため、税務台帳を閲覧することができる。ただし、当該確認を行うことについて、事業所等の同意を得るものとする。

(庶務)

第17条 豊川市防災協力事業所登録制度に関する庶務は、危機管理課が行う。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、豊川市防災協力事業所登録制度の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。